

みなかみ

見守り
新鮮情報
No.121

事例1

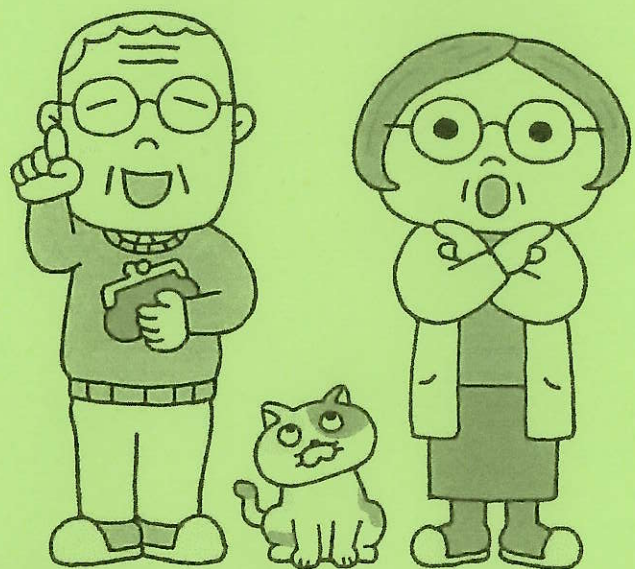
母親に、何度もしつこく海産物購入の**勧誘電話**があり、**断っていた**。最近電話を取らなくなったが、昨日その事業者からの**カニの不在通知**が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。

(当事者：
80歳代 女性)

注文していないなら
支払い不要!

事例2

実家に行ったところ、母親宛てに**注文**していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と**払込用紙**が**同封**されていた。どうしたらよいか。
(当事者：90歳代 女性)



一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要!

ひとこと助言



見守るくん

すぐに処分できるよ

- 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分できるようになりました。
- 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- 贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第409号 (2021年11月16日) 発行：独立行政法人国民生活センター

困った時の連絡先 みなかみ町地域包括支援センター

62-0540